

— 平成28年度 —

# 福島県雇用対策協定に基づく事業計画

福島県・福島労働局

# 平成28年度 福島県雇用対策協定に基づく事業計画

## 目 次

### 第Ⅰ 最重点事項

1 震災復興のための雇用対策	3
（1）福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定	3
（2）福島避難者帰還等就職支援事業の実施	4
（3）緊急雇用創出基金（交付金）事業活用による雇用の場の確保	4
2 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善	5
（1）新規学卒者等に対する就職支援	5
（2）若者の県内企業への就職促進と職場定着支援	7
（3）ニート等若者の人材育成支援	8
（4）「正社員実現加速プロジェクト」の推進	8
3 女性の活躍推進	9
（1）女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援	9
（2）女性の就業希望の実現	10

### 第Ⅱ 重点事項

4 職業訓練の効果的な実施	11
（1）職業訓練ニーズを踏まえた適切な職業訓練コースの設定及びその円滑な実施	11
（2）職業訓練の周知のための取組	12

(3) 職業訓練受講者に対する就職支援 ..... 12

5 障がい者の就労促進 ..... 13

6 高齢者の就業促進 ..... 14

(1) 高齢者雇用の確保に向けた取組 ..... 14

(2) シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進 ..... 14

7 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就職支援の推進 ..... 15

(1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進 ..... 15

8 人手不足分野での人材確保対策 ..... 16

(1) 建設業関係等の人材確保対策 ..... 16

(2) 医療・介護分野における人材確保対策 ..... 18

(3) 製造業分野における人材確保対策 ..... 19

9 働き方改革の推進 ..... 21

## 前文

福島県知事と厚生労働省福島労働局長（以下、「福島労働局長」という。）は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による災害からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上を図ることを目的として、相互に連携を密にして、雇用対策を効果的にかつ一体的に取り組む福島県雇用対策協定を締結した。

本協定の第2条に基づき、平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）において実施する事業を次のとおり定める。

なお、この福島県雇用対策協定は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づく「福島県雇用施策実施方針」に代わるものである。

これにより、福島県知事から福島労働局長に対し、本方針に定める事項に関する要請があった場合、福島労働局長は当該要請に応ずるよう努め、県内における雇用対策を綿密な連携・協力の下に推進していく。

### 1 震災復興のための雇用対策

目標値等：雇用創出数  
5,000人

#### （1）福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により避難している住民の帰還促進及び生活再建に向け、総合的な雇用支援を行う。

##### ○ ハローワーク富岡広野サテライトの開設

避難者及び避難指示区域（避難解除区域を含む）に居住していた住民又は地元相双地域に再び居住する方などの雇用の安定を図るための拠点として、平成28年4月より双葉郡広野町にハローワーク富岡広野サテライトを設置するとともに、ふくしま生活・就職応援センター広野事務所を併設することにより、国と県が一体となって避難者に対して帰還に向けた総合的な雇用支援を行う。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 双葉地域等への帰還のための生活・就労相談や浜通りの仮設住宅等への巡回相談を実施。	① 職業相談、職業紹介業務、求人情報の検索、雇用保険受給者の失業認定業務を行う。
② 広野事務所に、相談員1名及び巡回相談員1名を配置。	② 相談員を2名配置。

## (2) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施

帰還者等の雇用の安定を図るための取組をより効果的に実施するため、地域による自主性・創意工夫ある取組を支援することが重要であることから、県・被災自治体等により福島広域雇用促進支援協議会（以下、「協議会」という。）を組織し、県雇用労政課が事務局を務める。また、福島県外に避難している福島帰還希望者に対して、広報紙による各被災自治体等の雇用支援策の情報発信及び福島県内企業を集めた合同就職面接会を開催するなど帰還促進を図る。

県と労働局が連携して実施する事業	
① 労働局は、県や被災自治体等により構成された協議会が提案した雇用対策・就職支援の取組に係る事業の中から、効果が高いと思われる事業（福島県雇用促進支援事業）を協議会へ委託する。 ② 帰還希望者やU・Iターン希望者など福島県への就職希望者に対して、福島県内の企業を集めた合同就職面接会を県外で実施するとともに、県内企業の求人情報や魅力情報を提供する。	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 県が事務局を務める協議会が「福島雇用促進支援事業」を労働局から受託し、帰還者の雇用促進に資するように事業展開する。 ② 県内6ヶ所に「ふくしま生活・就職応援センター広野事務所」を設置し、被災者のきめ細かい生活・就労相談を行うことにより、生活再建・自立へ向けた支援を行う。また、県内（中通り・会津地方）及び県外の仮設住宅等への巡回相談を実施する。	① 県内4所（平・郡山・相双・二本松）に就職支援ナビゲーターを配置し、福島帰還者等に対し担当者制による個々のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施する。 ② 県外ハローワーク（福島就職支援コーナーを含む）等と連携を図り、避難者に対してきめ細かい支援を行い、帰還促進を図る。

## (3) 緊急雇用創出基金（交付金）事業活用による雇用の場の確保

被災求職者の就労支援及び産業施策と一体となった安定的な雇用の確保を図ることにより、被災求職者の生活の安定、産業復興のための人材確保を支援する。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 27年度からの継続事業として県・市町村の直接雇用や民間企業等への委託により短期的な雇用の創出を図る「震災等対応雇用支援事業」及び平成28年度から原子力災害特有の課題に対応するために必要な	① 「震災等対応雇用支援事業」及び「原子力災害対応雇用支援事業」の実施主体である福島県・市町村と連携し委託先事業所に対し、ハローワークへの求人申し込み勧奨と求人確保及び就職支援を行う。

<p>事業であり、他の既存事業では措置できない事業を対象として被災求職者の一時的な雇用の確保を図る「原子力災害対応雇用支援事業」を実施するとともに、県内企業に対してハローワークへの求人提出勧奨を行う。</p> <p>② 産業施策と一体となった安定的な雇用の確保を図る「ふくしま産業復興雇用支援事業」を実施するとともに、当該事業を活用して被災求職者を雇い入れる事業主に対してハローワークへの求人提出勧奨を行う。</p>	<p>② 「ふくしま産業復興雇用支援事業」を活用する事業主に対して、ハローワークへの求人申し込み勧奨と求人確保及び就職支援を行う。</p>
--	---

## 2 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善

目標値等：平成27年3月新卒者の  
 県内就職割合 74.8%以上  
 （福島労働局調べ）

### (1) 新規学卒者等に対する就職支援

新規高卒者の円滑な就職促進と未内定者ゼロ、新規大卒者等の県内企業への就職促進により、地域経済を支え、復興を促進する人材の確保に努める。

#### ア 新規高卒者に対する就職支援

○就職支援のノウハウの少ない高校を重点的に支援し、県内就職の促進を図る。

県と労働局が連携して実施する事業
① 県主催の「福島県新規高卒者就職促進対策会議」が策定した「新規高卒者就職促進対策プログラム」を労働局・県教育委員会等関係機関と共同で実施する。
② 県と労働局の共催により、県内各方部において就職面接会を開催する。
③ 経済5団体への求人確保要請（福島県知事、福島県教育長、福島労働局長の3者による訪問要請）を行う。
④ 県内企業（従業員100人規模以上）への文書による求人確保要請（福島県知事、福島県教育長、福島労働局長3者連名による文書）を実施する
⑤ 県と労働局が共同で、保護者に対する意識啓発を実施する。
⑥ 新規高卒者就職支援策“トリプル・ゼロ作戦”に基づき、12月段階で未内定者全員をハロー

ワークへ求職登録することについて、福島県教育委員会等を通じて高等学校側に周知徹底しながら、卒業までに1人でも多く就職が決まるよう1月以降集中支援を実施する。

- ⑦ 進路アドバイザーや学卒ジョブサポーターが連携して職業相談・求人情報の提供・個別求人開拓・職業紹介等の個別支援を行う。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 「福島県高等学校就職問題検討会議」に福島県教育委員会と参画する。</p> <p>② 福島県教育委員会等が配置する進路アドバイザー等により、求人開拓、求人確保の提供、就職準備講習、模擬面接、産業現場でのインターンシップによるキャリア教育推進等により早期就職決定支援を行う。</p>	<p>① 「福島県高等学校就職問題検討会議」を主催し、「新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ」事項を策定する。</p> <p>② 学卒ジョブサポーターが計画的に学校を訪問し、支援ニーズの把握に努めるとともに、学校の進路指導担当者等と連携し、求人開拓、求人確保の提供、就職準備講習、模擬面接、高校内企業説明会、事業所見学等の必要な支援を行う。</p> <p>③ 新卒者等の求人事業主から「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づく「青少年雇用情報シート」の提出を求め、就労実態等の職場情報を生徒（学生）に提供することによりミスマッチによる早期離職を防止する。</p>

#### イ 新規大卒者等及び既卒3年以内の方に対する就職支援

県と労働局が連携して実施する事業
<p>① 「新卒応援ハローワーク」及び「ふるさと福島就職情報センター」において、就職相談や求人企業と学生等によるマッチングを支援するとともに、県と労働局が共同で東京及び県内で「大卒等就職ガイダンス」や「大卒等合同就職面接会」を開催する。</p> <p>② 学卒ジョブサポーターやふるさと福島就職情報センター職員が大学等を訪問して出張相談やセミナー、個別支援を行う。</p> <p>③ 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の周知・啓発に努め既卒3年以内の方の応募機会の拡大を図る。</p> <p>④ 県内大学等を発着としたバスツアーを開催し、大学のゼミと連携して学生の要望に応じた企業訪問等を行う。</p>

⑤ 県と労働局の共催により、県内合同企業説明会を開催する。
県が実施する事業
① 首都圏の大学3年生等を対象として、企業情報番組をWEB上で動画配信することにより、県内企業の魅力情報を発信する。
② 業種別の県内合同説明会を開催する。

## (2) 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援

若者の県内企業への就職促進と定着を図り、福島県を支える人材を確保する。

県と労働局が連携して実施する事業	
① 中小企業における新規学卒者等の早期離職が多い現状を踏まえ、早期離職防止を図るためインターンシップ、企業説明会の実施、応募前職場見学会などを積極的に実施する。 ② 「若者応援宣言企業」及び「ユースエール認定企業」を主体とした「就職面接会」や「企業説明会」を開催し、企業が求める人材の円滑な採用と求職中の若者とのマッチング向上を図る。 ③ 福島県就職促進支援員とハローワークの学卒ジョブサポーターが連携して職場訪問を実施し、新入社員への直接面談を通して、早期離職防止を図る。 ④ 福島県新規高卒者就職促進対策本部が平成27年11月に策定した、「早期離職防止に関する課題への取組」を関係機関と連携し着実に実施する。 ⑤ 雇用環境改善による「魅力ある職場づくり」の取組を関係機関と連携し推進する。 ⑥ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）の施行（平成27年10月1日付け）に係る制度活用の周知・啓発を行う。	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 新入社員、中堅社員、管理職ごとに研修会を開催し、人材定着を図る。 ② 上記研修会終了後、フォローアップ巡回指導を実施する。 ③ 各学校にキャリアコンサルタントを派遣して、職業講話を実施する。	① 積極的に若者を採用・育成する「若者応援宣言企業」及び若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な「ユースエール認定企業」の詳細な情報発信を強化し、更なる普及拡大を図る。 ② ハローワーク内における在職者向け相談窓口対応による離職防止



### (3) ニート等若者の人材育成支援

ニートやひきこもりの若者等への生活訓練や職業体験等を行い、社会的自立及び職業的自立を促す。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 地域若者サポートステーションと連携を図りながら、「若者就労体験等事業」により、自立促進に向けて就労体験や保護者等に対するセミナーを実施する。</p> <p>② 地域若者サポートステーションと連携し、就労意欲が少ない若者にも居場所を提供し、社会的自立を支援するユースプレイス自立支援事業を実施する。</p>	<p>① 職業生活における自立を促進するため、ハローワークと「地域若者サポートステーション」が連携し、職業相談や職業訓練等を活用した就職支援を行う。</p> <p>② 高校中退者や発達障がい等コミュニケーション能力に困難を抱える者の就労に向け「地域若者サポートステーション」と学校等と連携して支援に取り組む。</p>

### (4) 「福島県正社員転換待遇改善実現プラン」の推進

正社員での採用、在職中の非正規雇用労働者の正社員への転換及び処遇の改善を図る

県と労働局が連携して実施する事業	
<p>① 県と労働局が連携、連名で、企業への非正規社員の正規社員化の要請を行う。</p> <p>② 県や市町村と連携し、雇用対策としての活用促進及び周知・広報に取り組む。</p>	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 労働局が実施する「<b>福島県正社員転換待遇改善実現プラン</b>」における支援策が活用されるよう、周知・広報を図る。</p>	<p>① 「<b>福島県正社員転換待遇改善実現プラン</b>」の推進等により、正社員求人確保を優先的に進めるとともに、求職者の就業経験に応じた職業訓練への的確な誘導によりスキルアップを図り、非正規労働者の正社員転換及び処遇の改善に取り組む。</p>



### 3 女性の活躍推進

#### 目標値等

- ① プラチナくるみん認定 3 社以上  
女性活躍推進法に基づく認定 3 社以上
- ② 次世代育成支援企業認証企業数 520 社以上

総雇用者数に占める女性の雇用者数は

徐々に伸びてはいるが、結婚や出産、育児を機に離職する女性の割合が先進諸国に比べてまだ多く、特に約6割の女性が第1子出産を機に退職している。

女性が退職することなく能力を高めつつ働き続けられる、男女が共に働きやすい職場環境の実現が必要である。

#### (1) 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援

女性の活躍推進や両立支援制度を利用した働きやすい職場環境が整備されるよう、積極的に企業へ働きかけていく。

県と労働局が連携して実施する事業	
① 労働局は県や関係機関を構成員とする「行政連絡会議」や「次世代育成支援対策推進担当者連絡会議」を主催し、情報共有を図るとともに女性活躍の取組を協議し、職業生活における女性の活躍を推進する。	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 「福島県次世代育成支援企業認証制度」（「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証）及び「働きやすい職場環境づくり推進助成金制度」「ワーク・ライフ・バランス大賞表彰」を通し、女性の活躍推進や両立支援制度等、働きやすい職場環境づくりを推進する。 ② 子育てパパ育休奨励金制度により、男女が働きやすく子育てしやすい職場環境づくりを推進する。 ③ 労働局が行う「子育てサポート企業認定」（くるみん認定）、女性活躍推進認定企業について周知啓発を行う。 ④ 企業の経営者や管理者を対象とした女性活躍	① 「子育てサポート企業」（くるみんマーク認定）、女性活躍推進法に基づく認定を推進するとともに、福島県が行う「福島県次世代育成支援企業認証制度」（「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証）について周知啓発を行う。 ② 事業主等を対象とした雇用管理セミナーを開催し、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援制度について、周知啓発を図るとともに、県が行う「働きやすい職場づくり推進助成金等」の周知を行う。 ③ 女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画策定の取組を推進するとともに、福島県が作成する女性の職業生活における活躍について

<p>経営塾、女性リーダー養成連続講座等のセミナーを開催し、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組む。</p> <p>⑤女性活躍推進法に基づく、民間企業の事業主行動計画策定について周知・啓発を行う。</p> <p>⑥女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定し、働く女性活躍推進協議会(仮)において、同計画の進行管理を行う。</p>	<p>の推進計画について助言等を行うとともに、同計画の推進について連携を図る。</p>
--	---



## (2) 女性の就業希望の実現

就職を希望する子育て女性等のために、関係機関が連携し、就職支援や子育て支援に関する各種情報を共有すること等により、女性の就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議しながら総合的な支援を行う。

県と労働局が連携して実施する事業	
<p>① 労働局は「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会」を主催するとともに、子育て女性の就職支援に取り組む関係機関と情報交換のための「子育て女性等就職支援ネットワーク」を県と形成し、子育て・保育関連情報等の総合的な支援を実施する。</p>	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① ふるさと福島情報センター福島窓口において実施している「女性就職支援プログラム」に基づき、再就職を目指す女性の支援を行う。</p> <p>② 求職者を対象とした職業訓練において、子育て中の女性が受講しやすい託児サービスを付加した訓練コースを設定し、実施する。</p>	<p>① マザーズコーナーを設置するハローワーク（福島所・平所・会津若松所・郡山所）はじめ県内ハローワークにおいては、関係機関と連携し、女性の再就職を促進するための総合的な支援を行う。</p>

## 4 職業訓練の効果的な実施

### 目標値（就職率）

公共職業訓練（求職者） 75%

求職者支援訓練

基礎コース 55%

実践コース 60%

産業構造の変化、非正規雇用労働者の増加の中で、雇用のセーフティネットとして、求職者がそれぞれのニーズや状況に応じて多様な訓練機会を得ることができるよう、公共職業訓練及び求職者支援訓練を適切に実施することが必要である。

県と労働局は、連携のもと、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部（以下「機構福島支部」という。）の協力を得ながら、労働局が主催する「福島県地域訓練協議会」において「福島県地域職業訓練実施計画」を策定し、その計画を効果的に実施していく。

### （１）職業訓練ニーズを踏まえた適切な職業訓練コースの設定及びその円滑な実施

求人・求職者の動向や職業訓練ニーズを把握し、求職者を対象とした公共職業訓練及び求職者支援訓練のコース設定を行うとともに、関係機関が連携し、円滑な職業訓練を実施する。

県と労働局が連携して実施する事業	
① 県と労働局がそれぞれの訓練コースの内容や実施場所、時期、定員数を設定するに当たって、労働局やハローワークが把握している求人者の訓練ニーズや求職者ニーズ（求職者の希望する訓練内容等）の情報を共有する。	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 県は雇用吸収力を有するIT分野や介護分野など多様な公共職業訓練のコース設定を行う	① 労働局は成長分野等（介護分野、医療事務分野、震災復興分野）を始めとする実践的な求職者支援訓練のコース設定を行う。
② 設定した公共職業訓練コースについて、民間の教育訓練機関等に委託して実施する。	② 設定した求職者支援訓練コースについて、民間の教育訓練機関等の認定を経て実施する。

## (2) 職業訓練の周知のための取組

設定した職業訓練コースを求職者に広く認知されるよう、様々な機会を捉えて職業訓練の周知を行う。

県と労働局が連携して実施する事業	
①	職業訓練の受講機会があることを広く認知されるよう、労働局はハローワークの利用ガイドや労働局のホームページなどを活用するとともに、県はテクノアカデミーが作成する訓練コース案内リーフレットや福島県のホームページなどを活用する。
②	テクノアカデミーは、労働局・ハローワークから依頼される職業訓練コースの説明会等の周知広報及び担当職員の出席について積極的に協力するとともに、ハローワークが開催する雇用保険受給者説明会等で、県が実施する公共職業訓練を説明する。
労働局が実施する事業	
①	ハローワークが開催する雇用保険受給者説明会等の開催時に、職業訓練制度の概要や受講に必要な手続き等を案内する。
②	ハローワークは、就職に向け職業訓練受講を必要とする求職者への適切な職業訓練の受講あっ旋に努めるとともに、一定の要件を満たす求職者に対して給付金を支給し支援する。

## (3) 職業訓練受講者に対する就職支援

訓練受講中から訓練修了後まで、連携を図りながら受講者への就職支援を実施する。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
① テクノアカデミーは、一人でも多くの訓練受講者を訓練修了後に就職に結びつけるべく、ハローワークと連携を図りながら、訓練受講者に対する就職支援を行う。	① ハローワークは、訓練期間において適宜職業相談を実施し、訓練受講者に係る意向を把握することにより担当者制等の就職支援を行う。
② テクノアカデミーは、訓練修了後の訓練受講者の就職進捗状況を定期的にハローワークに情報提供を行う。	② 労働局及びハローワークは、福島県から依頼される訓練中の受講者に対する就職支援講座の実施について、積極的に協力する。
③ 福島就職情報センターにおいて、訓練終了後の受講者に対して就職相談やマッチング等の支援を行う。	③ ハローワークは、訓練修了後の訓練受講者の就職進捗状況を訓練実施機関との連携により把握し、未内定の者を中心にマッチングなどの就職支援を強化する。

## 5 障がい者の就労促進

### 目標値等

民間企業における障がい者雇用率 2.0%

県内の障がい者の雇用状況は、県内の企業に雇用されている障がい者数（ハローワークを通じて就職した障がい者数）4,244.5人※（平成27年6月1日現在）と過去最高を更新するなど、着実に改善している。一方、障がい者の実雇用率は年々上昇傾向にあるが、1.84%（平成27年6月1日現在）と法定雇用率（2.0%）はもとより全国平均（1.88%）を下回っており、また、雇用率達成企業割合についても50.5%と企業の半数程度にとどまっている現状にあり、更なる取組が必要である。

このため、県と労働局は連携して以下の事業に取り組み、障がい者の就労を促進していく。

（※障がい者雇用については、短時間勤務を0.5人、重度障がい者雇用については×2（ダブルカウント）の換算をしている。）

#### 県と労働局が実施する事業

- ① 県は、労働局等を構成員とする「福島県自立支援協議会就労支援部会」を開催し、関係機関等と情報共有、連携の緊密化を図る。
- ② 労働局は、県及び県内6か所の「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業と生活両面にわたる支援が必要な障がい者に対して効果的・継続的な支援を実施することにより、円滑な就職、職場定着を図る。また、県が主催する「福島県自立支援協議会就労支援部会」において、構成関係機関等と地域の障がい者に対する支援体制の課題について検討・情報共有や連携の緊密化を図る。
- ③ 労働局は、県、関係各機関と連携し、県内6会場にて、障がい者と雇用率未達成企業等が一堂に会する障がい者就職面接会を開催する。
- ④ 県は、障がい者の態様に応じた公共職業訓練のコースを設定し、事業所や民間の教育訓練機関等に訓練を委託する「障がい者委託訓練」を実施し、労働局は、効果的な職業訓練の受講あっせんや、訓練受講者に対する就職支援を行う。
- ⑤ 県は、障がい者等の受入可能な事業所を開拓し、県が事業主に職場内での訓練を委託してその能力に適した職種についての実地訓練を行い、それにより作業環境に適応させ、職場に対する心理的不安を取り除きながら技能を身につけ、訓練修了後は、訓練を委託した当該事業所への就職を目指す。

## 6 高齢者の就業促進

### 目標値等

高齢者雇用確保措置 100%

シルバー人材センター会員数 13,000 名

少子高齢社会が進み、高齢者による労働力不足解消が課題となっており、働く意欲のある高齢者が、能力や経験を活かすことのできる生涯現役社会を目指すことが求められている。

### (1) 高齢者雇用の確保に向けた取組

高齢者等が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用安定法に基づく、高齢者雇用確保措置（定年制廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入）が確実に実施されるよう、計画的かつ重点的な個別指導を実施するとともに、生涯現役で働くことができる企業の普及等に向けた取組を行う。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 県は労働局やハローワークと連携し、高齢者雇用安定法に基づく、高齢者雇用確保措置の周知啓発を行う。</p> <p>② ふくしま生活再建支援センター郡山事務所（仮称）内に、シニア就業支援員を2名配置し、求人開拓、高齢者雇用の啓発、マッチング支援等を行う。</p> <p>③ シニア世代を採用して成果の上がった企業の事例発表を含めて、企業に対する高齢者雇用のセミナーを開催する。</p>	<p>① 労働局とハローワークは、雇用確保措置が未実施である企業に対し計画的かつ重点的な個別指導を実施するとともに、生涯現役で働くことができる企業の普及等に向けた取組を行う。</p> <p>② 平成28年度からハローワーク福島の「高齢者総合相談窓口」を「生涯現役支援窓口」に見直し、55歳以上（特に65歳以上）の高齢求職者に対し、手厚い再就職支援を実施する</p>

### (2) シルバー人材センター事業の普及とシニア就業の促進

シルバー人材センターは、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により地域社会の活性化に貢献しており、生涯現役社会の実現のため重要な役割を果たしている。このため、シルバー人材センター事業の普及を促進するとともに、シニア就業開拓等を通じ、未就業高齢者の就業促進を図る。

県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 県内の各シルバー人材センターに係る就業機会開拓、会員拡大を含めた育成指導を行う（公社）福島県シルバー人材センター連合会に対し、国補助金と同額の運営費一部補助を行うとともに、県内26シルバー人材センターに対する公益社団法人の指導監督を行い、適正な運営が確保されるよう取り組む。</p> <p>② 生涯現役社会の実現を進めるため、シニア就業開拓（企業訪問）を実施するとともに、必要なマッチングやキャリアカウンセリングを行い、未就業高齢者の就業促進を図る。</p>	<p>① 労働局は、シルバー人材センターが従来の請負事業のほか、派遣事業や職業紹介事業によって、人手不足分野や現役世代を支える分野で就業機会・職域拡大ができるよう支援を行う。</p> <p>併せて、労働者派遣事業及び職業紹介事業の適正な事業運営就業の指導を行う。</p> <p>② ハローワークは、シルバー人材センターと連携し軽易な就業等に関する情報の提供を行う。</p>



## 7 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就職支援の推進

### 目標値等

生活保護受給者の就職件数  
年間870件以上。

### (1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

生活保護受給者等を含め広く生活困窮者の自立を促進するため、生活保護、児童扶養手当及び生活困窮者自立支援制度を担当する県の福祉部門と、労働局・ハローワークの各機関が、就労支援の目標を共有するとともに、就労支援における役割分担と連携方法を明確にし、早期支援の徹底、求職活動状況の共有化等きめ細かな就労支援を推進し、地域社会・経済の維持・活性化に向けて効率的・効果的な就労支援を実施する。



県と労働局が連携して実施する事業	
① 専門相談員の求職者担当者制によるキャリア・コンサルティング等の実施や各種就労支援メニューを活用し、就労による社会的自立や生活困窮からの脱却を図る。 ② 労働局は、県や福島県社会福祉協議会等関係機関・団体を構成員とする「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、生活困窮者全般への就労支援の付帯的な計画や雇用部門と福祉部門の各機関の支援施策の役割分担等を協議し連携を強化する。	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
① 生活保護受給者に対して支援チームによる手厚い就労支援を行い生活保護からの自立を図る。 ② 児童扶養手当を受給する母子家庭の母等に対しては、福島県母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、自立支援プログラム等を活用した就業支援による自立を図る。 ③ 生活困窮者自立支援法に基づき、県が委託により設置する自立相談支援窓口による就労支援を行い、生活困窮者の自立を図る。	① 生活保護受給者等に対して支援チームによる手厚い就労支援を行い就職を実現する。 ② 保健福祉事務所への定期的な巡回相談を実施し、早期支援の開始につながる連携強化を図る。

## 8 人手不足分野での人材確保対策

### (1) 建設業関係等の人材確保対策

建設産業においては、復興関連の公共工事、除染作業等の需要増大のため、技能工・技術作業員等のあらゆる職種での人手不足が顕在化、深刻化している。

また、建設産業にとどまらず、復興需要に関連した運輸産業、保安等の分野についても人材確保が課題となっており、必要な対策を講じていく。

#### 目標値等

①建設業関係等への就職件数  
2,680件(暫定)

\*平成27年度目標値

②医療・介護分野の就業者数  
看護職員24,054人  
(常勤換算)

※福島県看護職員需給計画H28年需要数

県と労働局が連携して実施する事業	
<p>① 労働局は県等を構成員とする「福島県建設雇用改善推進対策会議」を主催し、建設関連職種の求人・求職動向の分析・説明を行い情報の共有を図るとともに、人材確保における諸問題や雇用条件の改善につながる方策等を協議し、人手不足解消に向けた方策を提案し、対策を講ずる。</p>	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 若年就職者の促進という課題への対応の一環として、福島県建設業協会及び建設関連学科を有する県立高等学校と連携し、情報や意見の交換を行い、建設業事業所における高校生等の職場見学や職場実習を実施することにより、若年者の就職を促進する。</p> <p>② 福島県建設業協会が主催する福島県建設業担い手確保・育成検討会において関係機関と連携して建設業の人材確保・育成に関する協力体制づくりなどに参画する。</p> <p>③ テクノアカデミーにおいて学卒者等を対象とした建築・電気配管設備等の建設業に関連した公共職業訓練や求職者を対象とした建設分野の公共職業訓練コースを民間の教育訓練機関等に委託して実施するほか、福島労働局及び機構福島支部が実施する建設業関連の職業訓練の積極的な周知を行う。</p>	<p>① 建設人材確保プロジェクトの実施 ハローワークを4所(福島所・平所・郡山所・相双所)指定し、就職面接会・管理選考の実施、求職者担当制によるきめ細かな就職支援、専門の相談員による事業主への求人条件等のコーディネートによるフォローアップ等に取り組み、人材確保を図る。</p> <p>② 福島県建設雇用改善推進対策協議会において、県と連携して賃金引上げ等の処遇改善や福利厚生充実等を積極的に働きかけ、「魅力ある職場づくり」を推進し、建設業界全体のイメージアップを図る。</p> <p>③ 求職者支援訓練による建設分野の職業訓練コースを実施するほか、福島県及び機構福島支部が実施する建設業関連の職業訓練の積極的な周知・あつ旋を行う。</p>

(2) 医療・介護分野における人材確保対策

医療・介護職等の職場において慢性的な人材不足の状況が続いており、特に相双地域を中心として、震災や原発事故により労働力の中心的担い手である女性が県内外に避難していることから、極めて厳しい労働力不足となっているため、医療・介護分野での人材確保を緊急に図っていく。

ア【介護人材の確保】

県と労働局が連携して実施する事業	
<p>① 県は「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」を開催し、福島労働局等関係機関・団体を構成員として連携のうえ福祉・介護人材の育成と確保を図る。</p> <p>② 労働局は「福島労働局福祉人材確保推進協議会」を開催し、県や（社福）福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び公益財団法人介護労働安定センター福島支所、（公社）福島県看護協会（以下「県看護協会」という。）等を構成員として関係機関・団体と情報交換や施策の実施について協議を行う。</p> <p>③ 県と労働局は、福島県社会福祉協議会が開催する「福島県福祉人材センター運営委員会」の構成員として、関係団体との情報交換や対策を協議するとともに、ハローワークと共同で相談会、セミナーの開催及び福祉の仕事相談会を開催する。</p>	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① テクノアカデミーにおいて求職者を対象とした介護分野の公共職業訓練コースを民間の教育訓練機関等に委託して実施するほか、福島労働局が実施する介護分野の求職者支援訓練の積極的な周知を行う。</p>	<p>① 福島所に設置した「福祉人材コーナー」において、専門職員によるきめ細かな職業相談・紹介等を実施し、福島県社会福祉協議会・福島県福祉人材センター等の関係機関とのネットワークを構築し、巡回による相談会とセミナーや福祉関係就職面接会を開催する。</p> <p>② 人材育成面では、求職者支援訓練のほか、県や公益財団法人介護労働安定センター福島支所が実施する職業訓練及び講習への積極的な周知・あつ旋を行う。</p>

イ【看護人材の確保】

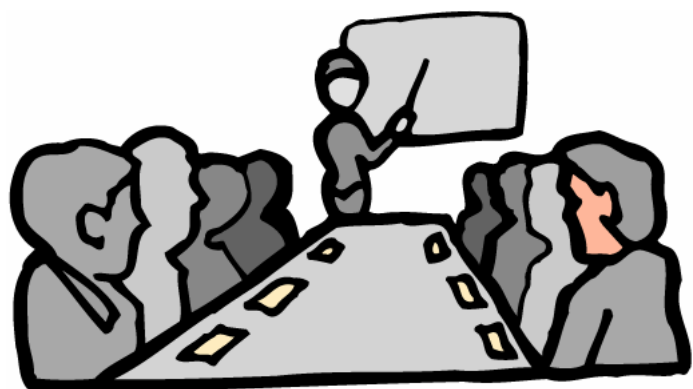
県と労働局が連携して実施する事業	
<p>① 県と労働局、県看護協会・県ナースセンター、ハローワークとの連携による「ナースセンター・ハローワーク連携事業」を福島ハローワークにおいて実施し、求職・求人情報の相互共有を図り、手厚いマッチングを行うことにより、看護師等の一層の就業促進を図る。</p> <p>② 労働局は「福島労働局福祉人材確保推進協議会」を開催し、県や県社協及び公益財団法人介護労働安定センター福島支所、県看護協会等を構成員として関係機関・団体と情報交換や施策の実施について協議を行う。</p> <p>③ 県は「福島県相双地域における看護職員確保に関する現地打合せ」を行い、労働局等関係機関・団体と情報提供等連携して雇用の促進を図る。</p>	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 県は、看護学生や県外で就業中の看護職員、求職者等の県内の医療機関への就職促進を図るため、看護職総合支援サイト「ふくしま看護職ナビ」を運営し、求人情報や子育て情報等本県の看護職就職支援情報を発信する。</p> <p>② ナースバンク事業、巡回相談会を実施し、求人求職のマッチングを行うとともに、離職した看護師等の届出制度を活用し、復職支援に取り組む。</p> <p>③ 再就業支援研修を実施し、最新医療に関する講義や看護技術に関する実習等を行い、看護職の復職を支援する。</p> <p>④ 浜通りの医療機関が、看護職員の確保・定着を図るための取組みを支援する。</p>	<p>①労働局は「ふくしま看護職ナビ」の周知広報を行う。</p> <p>②県ナースセンター実施の「看護職等の離職届出制度」の周知広報を行う</p> <p>③求職登録者に対する求人情報提供及び、担当者制によるきめ細かな職業相談、職業紹介の実施。</p> <p>④就職面接会、管理選考（ミニ面接会）の実施</p> <p>⑤県ナースセンターとの連携による「看護職巡回就職相談会」の実施。</p>

(3) 製造業分野における人材確保対策

東日本大震災や原子力災害による生産年齢人口の減少、復旧・復興関連求人の増加等により人材不足が生じており、業務遂行に影響が出ている企業があるほか、県内進出を検討している企業においても人手不足を懸念している状況にある。

このため、特に新規立地企業（予定・検討含む）の人材確保については、早い段階から労働局やハローワーク等と連携し、地域の就職状況の把握や人材確保に向けての準備を進めるなど対応を強化する。

県と労働局が連携して実施する事業	
新規立地企業（予定・検討含む）については、早い段階から県と労働局、ハローワーク等は連携し、地域の就職状況の把握等、その人材確保に向けた取組を行う。	
県が実施する事業	労働局が実施する事業
<p>① 県内ものづくり企業情報を集約した冊子を作成・活用し、就職支援員やふるさと福島就職情報センターと連携して県内企業の情報発信を行う。</p> <p>② 「ふくしまものづくり企業キャラバン」や「ものづくり企業見学会」を開催し、ものづくり企業が自社の魅力・技術力の情報発信を行うとともに、企業と学生とが交流する機会を創出する。</p> <p>③ 高校教員等の企業現場研修、企業の採用担当者による工業高校視察、学校・企業連携による職業教育セミナーを実施する。</p> <p>④ テクノアカデミーにおいて学卒者等を対象とした機械・電気等の製造業に関連した公共職業訓練を実施するほか、機構福島支部が実施する製造業関連の職業訓練の積極的な周知を行う。</p>	<p>① ハローワークが企業説明会を実施することにより人材確保に努める。</p> <p>② 雇用関係助成金の活用周知を行い、幅広い層からの応募しやすい環境づくりを支援する。</p> <p>③ 福島県及び機構福島支部が実施する製造業関連の職業訓練の積極的な周知・あつ旋を行う。</p>



## 9 働き方改革の推進

仕事と生活の調和の実現に向け、長期間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、労働局内

に設置した「働き方改革推進本部」のもとで、県と連携しながら労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。

また、在宅就労や男子の育児休業取得促進等を図ることにより、社会全体の意識改革を含めた働き方の見直し（改革）を推進する。

### 目標値等

時間外労働時間数が1ヶ月当たり100時間を超えていると考えられている事業場や長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場の全数に対しての監督指導の実施

#### 県と労働局が連携して実施する事業

- ① 労使団体への要請、企業トップへの働き掛け、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。
- ② 関係機関と連携し、在宅勤務や男子の育児休業取得促進等に取り組み、社会全体の意識改革を含めた働き方の見直し（改革）を推進する

#### 県が実施する事業

- ① 地元企業の正社員化や長時間労働の削減等に向けた取組に資する研修やコンサルティング（アドバイザー派遣）、セミナー等を開催する。
- ② イクボス出前講座を実施し、ワークライフバランスや男性の育児休業取得促進に取り組む企業を増やす。
- ③ 在宅勤務（テレワーク）等の多様な働き方の普及啓発と、そのテレワーク導入に関するセミナーを開催する。

#### 労働局が実施する事業

- ① 時間外労働時間数が1ヶ月当たり100時間を超えていると考えられている事業場や長時間労働にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し、監督指導を行う。
- ② 労働局内に設置した「働き方改革推進本部」を中心として、時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等について取り組む。